

「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）案」に関する  
パブリックコメント実施結果の概要

パブコメ期間 H29.10.24（火）～H29.11.23（木）（1ヶ月間）

提出されて意見について

提出者数 : 6 人・団体

提出意見数 : 50 意見

上記の他、本件に直接関係ない37意見（2人）あり

提出者の内訳

団体 : 3

個人 : 2

不明 : 1

提出意見の内訳

序論 はじめに : 2

第1編 事業活動と生物多様性 : 7

第2編 基本的な考え方 : 13

第3編 事業者共通の取組 : 15

第4編 事業活動ごとの取組 : 11

表紙、おわりに : 2

---

計 : 50

パブリックコメントで提出された意見への対応

| 番号 | 該当箇所 |                |     |    | 提出されたご意見   | ご意見への対応  |      |
|----|------|----------------|-----|----|--|--|------|
|    | 編    | 章              | ページ | 行  |  | ご意見  | 対応方針 |
| 1  | 表紙   |                |     |    | ・表紙の「平成29年」は西暦で記載（or併記）すべきです。本文では3ページの3行目「第1版を公表した2009年」等で西暦で記載されており、第2版の時系列上の位置付けが明確になるから。  | ・公表版の表紙には策定年を明記しません。   |      |
| 2  | 序論   | 1. 背景          | 1   |    | <p>【意見内容】</p> <p>「生物多様性」に係る国内の認識度がいまだ必ずしも高くないことから、政府・自治体による国民レベルの普及啓発活動に取組むことが必要との認識に立って、まずは序論のなかで、生物多様性に係る取組と民間参画の必要性につき、平易かつ十分な分量で説明を付すべきである。</p> <p>加えて、本ガイドラインの改訂にあたっては、生物多様性に係る活動にこれから取組むことを検討する企業や国民等の初歩的なガイドにもなるよう、意識して記載すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>第1版では、「ガイドライン策定の背景」や「現状認識の共有」に係る説明が手厚くなっていたが、第2版では簡略化されている。</p> <p>環境省「平成28年度生物多様性認知度等調査（インターネット調査）の結果」においては、生物多様性という言葉の認知度は、「知っている」が25.3%、「聞いたことがある」が45.1%となっている。（ ）経団連と経団連自然保護協議会が中心となり取りまとめた「生物多様性に関するアンケート＜2016年度調査結果＞」においても、生物多様性という言葉の認知度は経営層で9割を超えている一方、従業員では約5割にとどまっており、一般国民よりは認知度は高いものの、一般社員までは十分に浸透していない。国民レベルの認知度の底上げに向けた取組を通じ、生物多様性に間接的にしか関わっていない社員や国民の認知度を上げることも、民間参画ガイドライン改訂の目的とすることも一考ではないか。</p> <p>（ ）この点について、環境省「地球規模生物多様性概況第4版」のなかで、諸外国における「生物多様性」への認知度が記されており、例えばブラジルでは96%、中国では94%、フランスでは95%の消費者が認識または「聞いたことがある」と回答したとされている。</p> | ・ご意見を踏まえ、認知度が低い現状、各主体に対する取組の必要性、事業者の積極的な取組が各主体の取組を更に加速させる効果が期待される旨を追記しました。 | 1    |
| 3  |      | 1. 背景<br>3. 対象 | 1   |    | ・1ページの脚注2の文末の句点の記載が洩れています。（2ページの脚注3についても同様）  | ・ご意見を踏まえ、修正しました。   | 1,2  |
| 4  | 1    | 2              | 6   | 10 | ・6ページの10行目「国連の」は「国際連合の」のほうが適当です。   | ・ご意見を踏まえ、修正しました。   | 6    |

| 番号 | 該当箇所 |   |     |       | 提出されたご意見   | ご意見への対応   |      |
|----|------|---|-----|-------|--|---|------|
|    | 編    | 章 | ページ | 行     |  | ご意見   | 対応方針 |
| 5  |      |   | 9   | 12～19 | <p>【意見内容】</p> <p>「(1) 経団連生物多様性宣言」を「(1) 経団連・経団連自然保護協議会」とすべきである。そのうえで、文章について以下の通り修正したうえで、原案通り、経団連生物多様性宣言の7つの原則を図表で紹介していただきたい。</p> <p>『経団連は1992年に経団連自然保護協議会を設立し、基金を通じた国内外のプロジェクトをはじめ、様々な生物多様性保全活動を展開している。なかでも、2009年、企業の自主的取組を推進するため、「経団連生物多様性宣言」及び「経団連生物多様性宣言行動指針とその手引き」を公表し、以後、様々な形で企業等への普及活動を展開している。』</p> <p>【理由】</p> <p>「6. その他の国内の動向」において、(2)～(4)は組織の活動が紹介されているのに対し、(1)は2009年に宣言が出された記述にとどまっている。(1)の見出しを組織名とし、JBIB同様、簡単な説明がなされたうえで、生物多様性宣言を紹介し、さらに普及活動を行っていることまで記述していただきたい。</p> | ・ご意見を踏まえ、修正しました。  | 9    |
| 6  |      |   | 9   |       | <p>【意見内容】</p> <p>「地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）」の紹介をすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>p49において、「6. 外部ステークホルダーとの連携・コミュニケーション」のなかで「地球環境パートナーシップオフィス（EPO）」を紹介しているが、NPO・企業・行政など多様な主体による環境パートナーシップ促進を目的として活動している全国組織「地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）」に関する言及が無いため、本項で紹介してはどうか。</p>   | ・ご意見を踏まえ、地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と併せてGEOCの概要を追記しました。   | 51   |
| 7  |      |   | 9   | 43    | ・9ページの43行目のURLに誤記があり、リンクが不良です。   | ・URLからのリンクの不備は確認できませんでした。   |      |
| 8  |      |   | 10  | 8     | ・10ページの8行目「(案)」：(案)がとれた最終版は作成・公表していないのですか？また、2ページの脚注4の2016年の(案)との違いは何ですか？  | ・2017年12月現在、「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き(案)」(2016)、環境省自然環境局が最新です。<br>・それに併せて公表年を2016に修正しました。 | 10   |
| 9  |      |   | 10  | 10    | ・10ページの10行目「電機・電子4団体」の団体名を記載したほうが適当と思います。  | ・ご意見を踏まえ、追記しました。  | 10   |
| 10 |      |   | 10  | 23    | ・10ページの23行目「毎」と18ページの5行目「ごと」とは、文言の統一が必要です。   | ・ご意見を踏まえ、「ごと」に統一しました。   | 10   |

| 番号 | 提出されたご意見 |   |     |      | ご意見への対応   |  |       |
|----|----------|---|-----|------|---|--|-------|
|    | 該当箇所     |   |     |      | ご意見   | 対応方針   | 該当ページ |
|    | 編        | 章 | ページ | 行    |   |  |       |
| 11 | 2        | 1 | 16  | 脚注16 | <p>【意見内容】<br/>生物多様性の保全における予防原則については、生物多様性基本法の第3条に定められているところであり、その記述を否定するものではないが、リオ宣言第15条が費用対効果の視点を排除していない規定であることを踏まえ、脚注16の「予防的な取組」は、できるかぎり総合的な科学的評価と許容可能なリスク水準や費用対効果を考慮して行う必要がある旨、明記すべきである。</p> <p>【理由】<br/>予防原則は、環境政策の決定における原則的な考え方であるものの、その適用にあたっては、過度な規制等につながり、企業の活動や技術の進展を阻害する恐れもあることから、原則の適用範囲等を明確にするためにも、根拠規定の意味を的確に記述することが重要である。</p> <p>リオ宣言第15条は、「環境を保護するためには、予防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれの国で広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、『環境悪化を防止するための費用対効果の大きな』対策を延期する理由として使われてはならない」と規定されており、脚注16において、予防的な取組を行うにあたり費用対効果の視点を排除していないと解されている。</p> | ・ご意見を参考に、脚注にリオ宣言（1992、国連環境開発会議）の第15原則を追記しました。                                    | 16    |
| 12 |          |   | 17  |      | <p>【意見内容】<br/>「視点5：バックカスティング・アプローチ」については、真に生物多様性保全に資する目標の設定や進捗管理が難しく、積極的に勤めるべき手法ではないことから、削除すべきである。</p> <p>【理由】<br/>生物多様性の主流化に向けて、具体的に何を目標とし、成果とするかは、これまでも議論されているが、適切な解が出ていない状況である。バックカスティング・アプローチは、具体的な目標を定め、その目標に向かって進捗管理を行いつつ進める手法であり、政府がこの手法を用いて取組を進めることは適切ではない。また、企業においても、定めた目標が真に生物多様性保全に資する内容になっているか、目標に至るまでの進捗管理を適切に行うことができるかなど、不安定かつ不確実な要素が多い手法であることから、生物多様性保全にかかる分野において積極的に勤めるべきではない。</p>  | ・ご意見を参考に、フォアカスティングとバックカスティングの双方が生物多様性の目標設定及び進捗管理にあたって重要であることから、項目名、内容の文言を修正しました。 | 17    |

| 番号 | 提出されたご意見 |   |       |   | ご意見への対応  |   |       |
|----|----------|---|-------|---|--|---|-------|
|    | 該当箇所     |   |       |   | ご意見  | 対応方針  | 該当ページ |
|    | 編        | 章 | ページ   | 行 |  |   |       |
| 13 |          | 2 | 17~18 |   | <p>【意見内容】<br/>環境省がリーダーシップをとって、UNDB-Jでとりまとめた「ロードマップ」に関する記述を追記すべきである。とりわけ、「ロードマップ」に記載されている「目指すべき社会像」は、事業者等の自主的取組を促すコンパスとして参考になるものであり、URLの記載にとどまらず、具体的に紹介すべきである。</p> <p>【理由】<br/>環境省が主導し、関係省庁の協力も得ながら、政府として生物多様性の主流化を目指して設立したUNDB-Jの活動内容が、9頁の「6. その他の国内の動向」の組織紹介だけにとどまっていることに違和感がある。</p> <p>UNDB-Jでまとめた「ロードマップ」の「目指すべき社会像」は、事業者等の民間主体が自主的取組を行ううえで参考にしてみらう情報であると考え。</p>  | <p>・UNDB-Jのロードマップの「目指すべき社会像」は多くの関係者による検討を重ねてとりまとめたものであり、事業者が取組の方向性を検討する上で、参考になるので、ご意見を踏まえ、P18にコラムとして追加しました。</p> | 18    |
| 14 |          | 3 | 18    |   | <p>【意見内容】<br/>企業が生物多様性保全に関する取組を行う際には、生物多様性保全や自然保護活動に知見をもつ「NGO等」と連携して取組むことが有効的であることについて、48頁下方の3行の記述に止まらず、強調して付言すべきである。</p> <p>【理由】<br/>「生物多様性」に係る国内の認識度がまだ必ずしも高くないことも踏まえて、本ガイドラインの改訂にあたっては、生物多様性に係る活動にこれから取組むことを検討する企業や国民等の初歩的なガイドにもなるよう、意識して記述することが重要であると考え。</p> <p>生物多様性への取組は、国や地域ごとに直面している課題が異なるため、地域固有の取組を行うことが重要である。そうしたなかで、個社の経営資源だけで取組むには限界がある面がある。こうした地域固有の課題への理解が深く、かつ専門性を有し、具体的な活動実績のあるNGO等への支援を行うことも、民間参画のあり方として重視されることから、ガイドラインのなかに選択肢のひとつとして盛り込むことには意義がある。</p> | <p>・ご意見を踏まえ、考慮すべき視点の中にNGO等との連携の有効性を追記しました。</p>  | 17    |

| 番号 | 該当箇所 |   |     |    | 提出されたご意見  | ご意見への対応  |       |
|----|------|---|-----|----|---|--|-------|
|    | 編    | 章 | ページ | 行  | ご意見   | 対応方針   | 該当    |
|    |      |   |     |    |   |  | ページ   |
| 15 |      |   | 18  | 23 | <p>【意見内容】</p> <p>18頁末尾の参考資料の記載につき、「JBIBのウェブサイト」の紹介のみならず、経団連・経団連自然保護協議会「経団連生物多様性宣言行動指針と手引き」<br/> <a href="http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026/koudoushishin.pdf">（http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026/koudoushishin.pdf）</a>、「生物多様性に関するアンケート/生物多様性に関する活動事例集&lt;2016年度版&gt;」<br/> <a href="http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/015_shiryu1.pdf">（http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/015_shiryu1.pdf）</a>についても、主に、初めて活動に取り組む企業など、初級向けガイドとして参考になることについて、明記すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>「生物多様性」に係る国内の認識度がまだ必ずしも高くないことも踏まえて、本ガイドラインの改訂にあたっては、生物多様性に係る活動にこれから取り組むことを検討する企業や国民等の初歩的なガイドにもなるよう、意識して記述することが重要であると考えます。</p> <p>経団連生物多様性宣言 行動指針と手引き」は初級者ガイドラインとして参考になるものであり、また、「生物多様性に関するアンケート/生物多様性に関する活動事例集&lt;2016年度版&gt;」は、先進的な企業をはじめとした他社がどのような取組をしているかを知り、自社の取組のヒントになるものと考えます。</p> <p>加えて、事業活動のなかに生物多様性保全に係る活動を位置づけるためには、経営トップや経営層の認識を高めることが不可欠であり、事業者をとりまくステークホルダーへの説明責任を果たすうえで、経団連自然保護協議会に参画する大手企業による申し合わせ事項である同宣言を、事業規模を問わずより多くの事業者に参加していただくことが重要と考えます。</p> | ・ご意見を踏まえ、経団連の各種ツールを追記しました。                     | 19    |
| 16 |      |   | 18  |    | <p>【意見内容】</p> <p>社会貢献活動としての生物多様性への取組についても、強調して記述すべきである。とりわけ、これから取組を開始する企業などの初級者向けには、公益信託経団連自然保護基金など、既存の基金等への寄付を通じ、NGO等が行う生物多様性保全活動の支援を行うことも一案であることを本文に記述すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>「第2章 考慮すべき視点」（16頁）の「視点6」で、社会貢献が求められている視点を持つことの重要性を指摘しているものの、具体的な行動などの記述が十分でないように見受けられる。</p> <p>生物多様性と本業との直接的な関係が薄い業種・企業や、これから取組を開始する企業などの初級者向けには、生物多様性保全活動を社会貢献活動として取り組むことの意義は大きいと考える。</p> <p>現行のガイドラインの「参考4 社会貢献」の記述を参考にしつつ、基金等への寄付や植林活動といった社会貢献活動についても、第2版の本文に盛り込むべきである。</p> <p>経団連自然保護基金に代表されるように、わが国の民間事業者は、かねてより、自ら基金を創設したり、基金に寄付することなどを通じて、国内はもちろん、途上国等における生物多様性プロジェクトに係る支援・助成に取り組んできており、その支援実績（期間、金額、件数、NGO等との共働など）は、諸外国の企業と比較しても、大きいと考える。こうしたわが国の強みを維持・強化し、グローバルに情報発信していくことは、生物多様性の主流化に向けた重要な活動である。</p>  | ・ご意見を踏まえ、基金への寄付等を通じて社会貢献することも手法の一つである旨を追記しました。 | 17、21 |

| 番号 | 提出されたご意見 |     |       |         | ご意見への対応  |  |       |
|----|----------|-----|-------|---------|--|--|-------|
|    | 該当箇所     |     |       |         | ご意見  | 対応方針   | 該当ページ |
| 編  | 章        | ページ | 行     |         |  |  |       |
| 17 |          |     | 19    | チェックリスト | ・19ページのチェックリストの丸数字6のポイント欄の3行目「環境教育含む」は「環境教育を含む」の誤記では？  | ・ご意見を踏まえ、修正しました。   | 20    |
| 18 |          |     | 20    | 3       | ・20ページの3行目「全て」と34ページの3行目「すべて」とは、文言の統一が必要です。  | ・ご意見を踏まえ、[全て]に統一しました。  | 35    |
| 19 |          |     | 20    | 6       | ・20ページの6行目「PDCA」は「PDCAサイクル」のほうが適当です。   | ・ご意見を踏まえ、修正しました。   | 21    |
| 20 |          |     | 20    |         | <p>【意見内容】</p> <p>定期的な評価を行う場合に、その内容や活動主体、判定主体等について社内で予め明確化しておくことの重要性等について、言及すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>定量的な目標を定めなければならないという誤ったプレッシャーを企業に与えることが、生物多様性主流化の主な阻害要因となっており、定性目標の評価を認めることを明確化していることは評価できる。一方で、定性目標であっても、その内容や評価基準、判定主体について社内で予め明確化しておくことが必要であり、そうした点を「第2版」のなかで留意点として言及することは意義があると考えます。</p>   | ・ご意見を踏まえ、評価を行う場合の留意点を追記しました。   | 21    |
| 21 |          |     | 21~33 |         | この内容を本編に入れることに反対します。この内容はあくまでも参考として扱うべきと思いますが、仮に、本編にこの内容を残すとしても、留意点を明記すべき。   | ・模式図があると各業種の事業者は自社が関わる生物多様性について認識しやすい面があるため掲載しますが、ご意見を参考に、表・模式図等の留意点を追記しました。 | 22    |
| 22 |          |     | 22    |         | 鉄鋼スラグは鉱業ではなく、製造業__製鉄ではないでしょうか。   | ・ご意見を踏まえ、代わりに事例を記載しました。  | 23    |
| 23 |          |     | 22    |         | <p>【意見内容】</p> <p>「・生物多様性保全に配慮した造園緑化」に加えて、「・緑化された空間における環境啓発」を記載いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>生物多様性保全に配慮した緑地は、整備するだけでなく、利用者にその取組の価値や効果を十分に伝えることが重要だと考える。具体的には不動産開発に伴う緑地の造成は、CO2吸収などの量的効果ではなく、分断されたエコロジカルネットワークをつなぎ開発地に鳥や虫など多様な生物を呼び込む効果、それらに日常的に触れることにより人々の暮らしに安らぎや潤いを与え生活の質を高める効果、自然について学ぶ環境学習効果などが期待できる。よって、緑地における生物多様性の取組を説明する看板の設置や説明会、イベントの開催、協働モニタリングの実施など、環境啓発に資する取組みを伴うことで、利用者(来街者や居住者、ワーカーなど)が取組本来の価値や効果を理解し、実感する機会を提供することが望ましいと考える。</p> | ・ご意見を踏まえ、追記しました。   | 23    |

| 番号 | 該当箇所   |                |          |        | 提出されたご意見  | ご意見への対応   |       |
|----|--------|----------------|----------|--------|---|---|-------|
|    | 編      | 章              | ページ      | 行      |   | ご意見   | 対応方針  |
| 24 | 3      | 2関係性把握         | 36       | 注19    | ・36ページの脚注19の「p.11」は、「p.12」の誤記です。  | ・ご意見を踏まえ、修正しました。                                    | 37    |
| 25 |        |                | 39       | 32     | ・39ページの32行目「枠組」は日本語版では「枠組み」と記載されています。   | ・ご意見を踏まえ、修正しました。                                    | 40    |
| 26 |        |                | 39       | 38     | ・39ページの38行目の「出典」は英文ですが、挿絵に示す日本語版のURLも記載したほうが適当と思います。  | ・ご意見を踏まえ、追記しました。                                    | 40    |
| 27 |        | 3目標設定          | 41       | 33     | ・41ページの33行目「当たって」は、他の記載箇所と同様に「あたって」と記載すべきです。  | ・ご意見を踏まえ、「あたって」に統一しました。                             | 42    |
| 28 |        |                | 42       | 注20    | ・42ページの脚注の1行目、2行目の「無い」は、他の記載箇所と同様に「ない」と記載すべきです。   | ・ご意見を踏まえ、「ない」に統一しました。                               | 43    |
| 29 |        |                | 43       |        | ・43ページの団体名欄の「生物多様性ワーキング・グループ」：口絵では「環境戦略連絡会生物多様性ワーキング・グループ」と記載されています。  | ・ご指摘を踏まえ、修正しました。                                    | 40、44 |
| 30 | 3<br>4 | 5内部構築<br>8土地利用 | 46<br>78 | 5<br>8 | ・46ページの5行目「すすめる」は「進める」と記載すべきです。（78ページの8行目についても同様）   | ・ご意見を踏まえ、「進める」に統一しました。                              | 47、79 |
| 31 |        | 6外部ステークホルダー    | 48       | 12     | ・48ページの12行目「環境報告書に」にも下線を引くほうが適当と思います。   | ・ご意見を踏まえ、修正しました。                                    | 50    |
| 32 |        |                | 48       | 18     | ・48ページの18行目「地域」は「地域住民」のことですか？   | ・ご意見を踏まえ、「地域住民」に修正しました。                             | 50    |
| 33 |        |                | 48       |        | ・外部ステークホルダーの例として「教育・研究機関（大学・博物館等）」が挙げられているが、「児童・初等教育」も重要であるとする。   | ・ご意見を踏まえ、教育・研究機関に児童・初等教育を含め、まとめた記載に修正しました。          | 51    |
| 34 |        |                | p48      |        | <p>【意見内容】</p> <p>本項で紹介されている、屋外における「事業者による取組事例」に都市部における環境コミュニケーション事例を追加していただきたい。（例：「ヒルズ街育プロジェクト」）</p> <p>【理由】</p> <p>本項で紹介されている、屋外における「事業者による取組事例」が、郊外の森林や緑地においてのものに限られているが、今後、都市部への人口集中がますます進むことが予想されること、オリンピック等に向けて開発の機会を捉えた公有地・民有地における生物多様性に配慮した緑地の創出事例が増加していることなどから、都市部におけるより身近で日常的な環境コミュニケーション事例の紹介も必要と考える。事業者による取組事例(都市部における環境コミュニケーション・環境教育の事例)として、地域住民の方々等を対象とした、当社の「ヒルズ街育プロジェクト」内の環境と生物多様性をテーマにしたプログラムの掲載を提案する。</p> | ・1社1事例を掲載する観点から、2事例目となるため、パブリックコメントで紹介している事例を掲載します。 |       |



| 番号 | 該当箇所 |          |       |       | 提出されたご意見   | ご意見への対応  |       |
|----|------|----------|-------|-------|--|--|-------|
|    | 編    | 章        | ページ   | 行     |  | ご意見  | 対応方針  |
| 35 |      |          | 49    | 16    | ・49ページの16行目のURLには「地域連携保全活動支援センター」についての記載がありません。  | ・ご意見を踏まえ、URLを修正しました。   | 51    |
| 36 |      | 7モニタリング  | 53    |       | 【意見内容】<br>掲載されている事例について、この項で示す「モニタリング」の事例としてはふさわしくないと<br>思います。<br>【理由】<br>ここで必要なのは、 自社の事業活動と生物多様性との関係を把握し、マテリアリティを特定し、<br>目標を立てた項目に対して実施するものであるため。   | ・既存の事例は、生き物の調査に関するモニタリングの事例だけであったため、ご意見を参考に、PDCAを実施していく上で評価するためのモニタリングの事例を追加しました。  | 56    |
| 37 |      |          | 53    | 12～14 | 【意見内容】<br>あえて、具体的な土地における生物に関するモニタリングが記述されていますが、本項であえて記述する内容ではないと思います。<br>【理由】<br>ここで必要なのは、前後の章で言及している、関係性把握（マテリアリティの特定）、計画策定、PDCAと連動する内容です。多くの企業にとって、「生物種数等」が、企業のマネジメント全体を俯瞰してみたとき、本業に関係し、PDCAに組み込むべき代表的なモニタリング指標であるとは思えません。むしろ、代表事例として、認証原材料の取扱いや、従業員の能力構築等を代表事例として扱うべきと思います。 | ・ご意見を参考に、具体的なモニタリングの指標を示すと事業者も取り組みやすいと思われるため、指標の代表例を追記し、文言を修正しました。                 | 55    |
| 38 |      | 8計画の見直し  | 54    | 20    | ・54ページの20行目「ふまえ」は、他の記載箇所と同様に「踏まえ」と記載すべきです。   | ・ご意見を踏まえ、修正しました。   | 57    |
| 39 | 4    | 1原材料調達   | 59～60 |       | ・59ページ、60ページの「参考」は61ページ以降の記載にも係るものなので、第4編の最後に記載したほうが適切だと思います。  | ・ご意見を踏まえ、掲載場所を第4編の最後にしました。   | 87～88 |
| 40 |      |          | 59～60 |       | 【意見内容】<br>それぞれの認証に準拠する取組や購買を行っている場合には、必ずしもマークを付すことは必要ない旨を記すべきである。<br>【理由】<br>各認証機関に対し、マークの使用申請を行うと、使用料を支払う必要が生じ、事業者のなかには費用負担が重荷となりかねないため。  | ・原案の脚注2に取得を義務付けるモノではない旨を記載していること、認証は使用料を支払いたくないから付す必要はないというものではないことから、原案のままとしています。 |       |
| 41 |      | 2生物資源の利用 | 63    |       | ・サントリー社の事例はここではなく、むしろ保有地管理等に移動させてはどうでしょうか。   | ・サントリー社の事例は保有地の管理ではありませんが、水資源としての取組であるため、掲載場所を「生産・加工」にしました。                        | 67    |
| 42 |      | 3生産加工    | 66    |       | ・ジビエの事例は生物資源の利用が適切だと思います。  | ・ご意見を踏まえ、みえジビエの事例の掲載場所を「生物資源の利用」にしました。   | 65    |

| 番号 | 提出されたご意見 |        |         |    | ご意見への対応   |   |       |
|----|----------|--------|---------|----|---|---|-------|
|    | 該当箇所     |        |         |    | ご意見   | 対応方針  | 該当ページ |
|    | 編        | 章      | ページ     | 行  |   |   |       |
| 43 |          | 4投融資   | 67      | 14 | ・ 67ページの14行目、注釈23の「PRI」の説明は初出の7ページで記載すべきです。   | ・ ご意見を踏まえ、P7に脚注を掲載しました。   | 7     |
| 44 |          |        | 69      |    | ・ 69ページの「取組内容」には生物多様性への言及がありませんが、これがなぜ取組事例にあたるといえるのでしょうか？   | ・ ESG投資には、企業が取り組むべき環境配慮が求められており、この環境配慮には生物多様性も内包されていることから、先進事例として掲載しています。 | 71    |
| 45 |          | 6研究開発  | 74～75   |    | ・ 74ページのライトニックス（蚊の口の模倣）、Speiber（人工合成のクモ糸）、75ページのLIXIL（生物の防汚システムの応用）は、生物多様性から学んだモノづくりの例ではありますが、73ページで述べている生物多様性への影響を配慮した事例にはあたらないと思います。生物を原料にして製品を製造するのはいささかなりとも生物多様性の保全に逆行している可能性があるのでは？          | ・ P76～77の3事例も生物多様性の観点から重要な取組であるため、P75の事業者に期待される取組例にその観点を文言を追記しました。        | 75    |
| 46 |          | 8土地利用  | 78      | 7  | 【意見内容】<br>「地域住民を含む外部ステークホルダーと早い段階から連携し、不確実性の高い事象に対しては、有識者の支援を受けつつ取組をすすめることが必要です」の「必要です」の記載を「重要です」に改めるべき。<br>【理由】<br>本ガイドラインは法律の義務規定の詳細を定めるような規制的なものではないため。  | ・ ご意見を踏まえ、修正しました。   | 80    |
| 47 |          |        | p78・30行 |    | 【意見内容】<br>「国内における生物多様性を含む環境に影響を及ぼす恐れのある土地利用・開発事業については、事業の特性を踏まえて、環境影響評価法や条例に基づき、又は自主的に環境影響評価を行うことが必要です」の「又は自主的に」を削除するまたは自主的な環境影響評価を行うことが望ましい等の表現に改めるべき。<br>【理由】<br>自主的な環境影響評価は、義務により実施するものではないため。 | ・ ご意見を踏まえ、「望ましい」に修正しました。  | 80    |
| 48 |          | 9保有地管理 | 82～83   |    | ・ 82ページの2行目、83ページの2行目の注釈はすでに同じ内容を59ページで記載済みなので、ここでの記載は必要ないと思います。  | ・ ご意見を踏まえ、記載を削除しました。  |       |
| 49 |          |        | 84      |    | ・ 84ページのグラフのクレジットの「モニタリング結果」は「チョウ類モニタリング調査結果」とししないと本グラフの意味するところが理解できません。また時間軸とクレジットの活字が重なって判読し難いので記載の改善が必要です。   | ・ ご意見を踏まえ、修正しました。   |       |
| 50 | おわりに     |        | 85      |    | ・ 85ページの「おわりに」の本文の記載がなされていません。  | 公表版では、ガイドラインの改訂作業を振り返った座長のコメントを掲載しています。                                   |       |